

# 島本町景観審議会傍聴要領

## 1 趣旨

この要領は、島本町景観審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

## 2 傍聴の手続

(1) 傍聴の受付は、会議の会場の入口において、会議の開催時刻の15分前から先着順に行う。傍聴の希望者は傍聴者名簿に氏名・住所を記入し、審議会の長の許可を受ける。

なお、会議開始後の傍聴は、原則として認めないが、会議の休憩時に傍聴の希望があり、審議会の長が許可した場合はこの限りでない。

(2) 傍聴の受付開始時に傍聴の希望者が傍聴定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。

## 3 傍聴を許可しない者

次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。

- (1) 凶器等、他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗・のぼり・プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

## 4 傍聴者の守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てること等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 携帯電話の電源を切ること。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) 傍聴者は、係員の指示に従うものとする。
- (8) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- (9) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

## 5 違反者に対する措置

傍聴者が会議を傍聴するに当たりこの要領に違反したときは、会議の長は注意し、なお、これに従わないときは、退場を命じることができることとする。

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議の長が定める。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から実施する。

## 島本町景観審議会傍聴者名簿

年 月 日

氏 名	住 所

(※1) 収集した個人情報は、会議を円滑に執行する目的にのみ使用し、他の目的には使用しません。

(※2) 収集した個人情報は、島本町都市創造部都市計画課において厳重に保管します。

(※3) 収集した個人情報は、都市創造部でのみ共有し、他には公開しません。